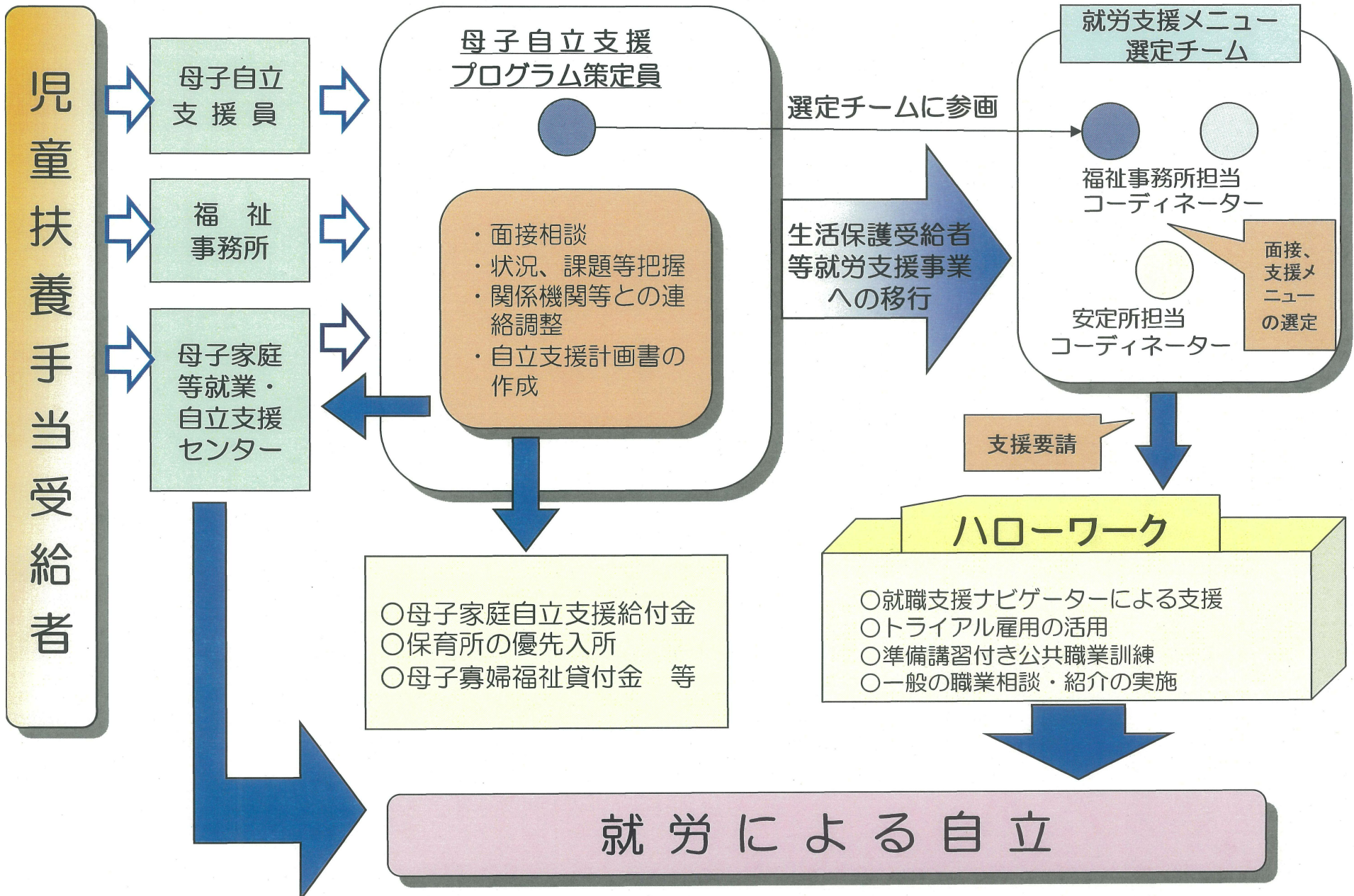


母子自立支援プログラム策定員の業務（フローチャート）



平成17年度母子自立支援員プログラム策定事業の好事例について

自治体名	好事例の概要
仙台市	<p>平成17(2005)年度、仙台公共職業安定所(ハローワーク仙台)に就労支援コーディネーター、就労支援ナビゲーター、職業指導官が新たに配置され、自立意欲のある生活保護受給者や児童扶養手当受給者を対象に、それぞれの受給者の状況に応じて、きめ細やかで確実な就労支援を行う「生活受給者等就労支援事業」が始まったことを受けて、本市では、「母子自立支援プログラム策定事業」(平成17(2005)年度モデル事業)を開始した。</p> <p>福祉事務所(区保健福祉センター)で相談を受けた自立をめざし、就業を希望する児童扶養手当受給者に対し、ハローワーク仙台と連携を図り、公共職業安定所職員と福祉事務所職員とがチームを組んで支援を進めている。</p> <p>なお、自立支援プログラムを実施するにあたっては、宮城労働局やハローワーク仙台、宮城県及び本市の福祉・経済の部局の関係者で構成する協議会を設置し、この協議会において、就業支援を共通の課題に連携・協力して取り組むこととした。</p> <p>このようななか、「福祉」と「雇用」の緊密な連携・協力をもとに、具体的な自立支援プログラムとそれを実行する体制(人と組織)が整い、これまでに22名の母子家庭の母に対し、ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援や、資格取得等の公共職業訓練、職業の相談・紹介等を行い、12名が就職し、支援継続中であるが就職に期待を持てるなど、着実に効果をあげている。</p>
大阪市	<p>相談者(年齢48歳。子供は高校生。)は、事務職で小規模事務用品卸企業に10年近く勤務していたが、事業経営が悪化し給与の遅配が続くようになったので転職を希望する。書類の書き方等をサポーターが指導しハローワークの一般窓口や求人誌で求職活動をしたが、職業検索の要領がつかめず就職に結びつかなかったため、生活保護受給者等就労支援事業につなぐ。ケース会議の結果、問題点は年齢要件とパソコンのスキルが乏しいこと、と意見が一致したため、短期パソコンの基礎研究(大阪府事業)受講を指示、本人が意欲的に取り組み、ワード・エクセルの基本をマスターする。一方、ハローワークコーディネータからは積極的な求人情報の提供、検索の指導等の働きかけがあり、本人のやる気を刺激。日参に近い頻度でハローワークで求人検索を続け、若年より落ち着いた年代を希望する企業に、正社員、社会保険完備、給与16万円、賞与60万円～80万円で再就職が決まる。</p>
神戸市	<p>初回相談日：平成17年12月19日 結果：正社員として株式会社へ就職 ケース概要：児童1名あり(平成17年5月生)。平成17年11月離婚後自己都合退職(育児休業制度がなく、出産＝退職という慣習があったため)。以降ハローワーク等も利用して就職活動(10社程度)を行うが、採用されず神戸市母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談を受ける。 母子家庭等就業・自立支援センターでの対応：自立支援プログラムの対象者としてケース検討。就業意欲が高く、障害要因がない。また、就労に必要なPCスキルも身につけている点を考慮し、就労可能と判断。職務経歴書の記入指導を行い、生活保護受給者等就労支援事業の候補者としてハローワークへ推薦した。</p>

※千葉市については、議題3「事例発表」において、同市中央福祉事務所から報告があるので、本表には掲載していない。